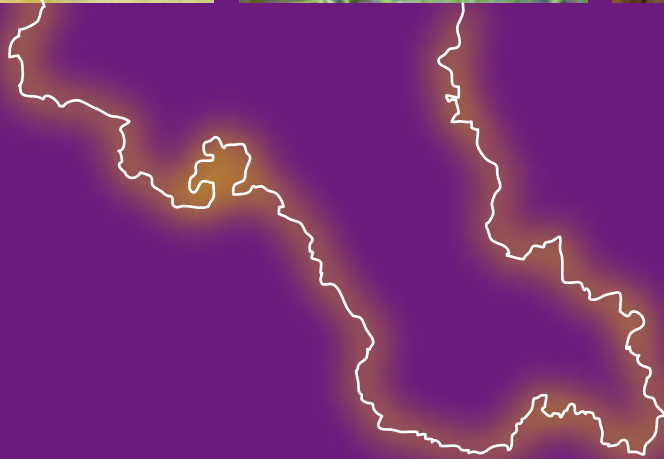


京都府 生物多様性 地域戦略

～自然の恵みを次世代につなぐ
人と自然の共生プラン～



平成30年3月

京都府

京都府生物多様性地域戦略

～自然の恵みを次世代につなぐ人と自然の共生プラン～

京都府生物多様性地域戦略

～自然の恵みを次世代につなぐ人と自然の共生プラン～

目次

第1章 戦略策定にあたって

- 1 京都府の歴史・文化と生物多様性 ……2
- 2 生物多様性とその成り立ち ……3
- 3 なぜ生物多様性が重要なのか ……4
- 4 国内外の情勢 ……7
- 5 本戦略の目的、位置づけ ……10

第2章 京都府における生物多様性の現状と課題

- 1 京都府の自然 ……12
- 2 京都府の各地域 ……22
- 3 京都府におけるこれまでの生物多様性保全の主な取組 ……28
- 4 京都府における生物多様性の現状と課題 ……35

第3章 戦略の目標と方向性 ……43

第4章 行動計画

- 1 森里川海のつながりの回復による多様な生態系の保全 ……48
- 2 人の積極的な関与による里地域の再生 ……51
- 3 早期対策による外来生物の脅威の排除 ……54
- 4 生物多様性を未来に受け継ぐための知見の集積、人材育成 ……55

第5章 推進方策

- 1 推進体制 ……62
- 2 進行管理 ……64

資料

1	さらに詳しく	
	・ 四季の自然と京都の文化	68
	・ 京都の庭	70
	・ 芦生研究林	72
	・ 京都府のナラ枯れ対策	74
	・ 由良川の「カムバック・サーモン」運動	75
	・ 「京都府の鳥」オオミズナギドリ	76
	・ 深泥池の生きもの	77
	・ 山陰海岸ジオパーク	78
	・ 京都の巨樹・巨木林	80
	・ 巨椋池の変遷	81
	・ 地域が一体となった希少種の保全活動	83
	・ チマキザサ、フタバアオイの再生に向けて	85
2	策定までの経過	86
3	検討の経過	86
4	京都府レッドデータブック2015の掲載種について	93
5	自然公園、保全地域等	94
6	用語解説	98
7	参考文献	115



第1章

戦略策定にあたって

- 1 京都府の歴史・文化と生物多様性2
- 2 生物多様性とその成り立ち3
- 3 なぜ生物多様性が重要なのか4
- 4 国内外の情勢7
- 5 本戦略の目的、位置づけ10

第1章

戦略策定にあたって

1 京都府の歴史・文化と生物多様性

京都府は、本州の中央付近、近畿地方に位置し、福井県、滋賀県、三重県、奈良県、兵庫県、大阪府の各府県と隣接しています。総面積は4,613.21km²、15市10町1村を擁し、人口は約260万人となっています。

京都府は、北西から南東方向に長さ約150kmの細長い形状で、中央部の丹波高原を境として大きく北部地域と南部地域に分けられます。北部地域は日本海側気候に属し、冬期に積雪が多く見られるのに対し、南部地域は比較的温暖な瀬戸内海型気候に属し、山間部や盆地では寒暖の差が大きいなど内陸性気候の特色も持ち合わせていることから、府内の生態系は変化に富んだ多様なものになっています。

京都府の南部は、^{くにぎょう} 恭仁京（740年）、^{ながおかきょう} 長岡京（784年）、^{へいあんきょう} 平安京（794年）が造営されるなど、古来より文化・政治の中心として栄えてきました。都周辺の山林では、炭焼きや柴刈りなどの日々の営みが行われていたほか、都の造営や社寺仏閣の建築に使用する木材を伐採していたこともあり、古くから人の手が入った里地里山が形成され、自然環境と共存した文化が築かれてきました。また、広大な社寺林が信仰の対象として守られてきました。

一方、中部から北部にかけては、^{あしう} 芦生や^{かたなみがわ} 片波川源流に代表される原生林、希少な動植物が生息する^{おお} 大フケ湿原や^{はっしょうだい} 八丁平、海岸部における^{びょうぶいわ} 屏風岩や^{ことびきはま} 琴引浜など特徴的かつ貴重な地質・地形、京都府の鳥であるオオミズナギドリ「最後の楽園」と言われる^{かんむりじま} 冠島といった、多種多様な自然環境が残されています。

こうした府内の自然環境は、数々の歴史の舞台として登場するほか、都を中心に花開いた文学や芸能、芸術、伝統産業などの京都文化に深く影響を及ぼし、^{やましる} 山城、^{たんぼ} 丹波、^{たんご} 丹後の各地域においても様々な地域文化を育んできました。これらの地域文化は、各地域の固有の自然環境や生物多様性に大きく影響されてきたことは言うまでもありません。さらに、それぞれの地域（文化圏）がつながり、互いに支え合うことも重要なことであり、都が置かれて以来、消費地としての都と生産地としての各地域が、衣食住に関わる生産物を通して「自然共生圏」を構築してきました。



京都府の鳥 オオミズナギドリ



京都府の木 北山杉

2 生物多様性とその成り立ち

生物多様性とは、生きものや生態系の豊かさを表す言葉であり、1985（昭和60）年にアメリカの生物学者W. G. ローゼンによって造語され、それ以降、世界中で広く用いられるようになりました。

生物多様性には「生態系」「種」「遺伝子」の3つのレベルがあるとされています。

①生態系の多様性

森林、草原、湿原、里地域、河川、海洋などの環境に応じて様々な生態系が存在すること。

②種の多様性

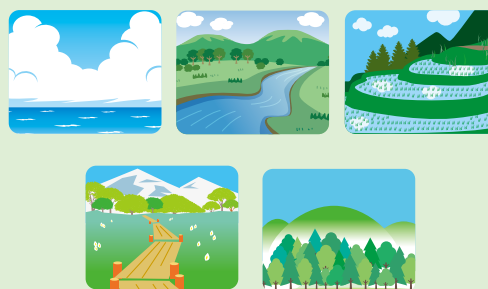
それぞれの生態系に適応して、様々な種類の動植物が生息・生育していること。

③遺伝子の多様性

同じ種の中にも、多様な地域差や個体差があること。長い年月をかけて各地域の環境に適応することで、それぞれの地域独自の遺伝的特性を持つグループ（地域個体群）ができてきます。また、個体間でも大きさや性質などにばらつきがあります。

3つの生態系

①生態系の多様性



②種の多様性



③遺伝子の多様性



さらに、これらを包含した「景観の多様性」という考え方もあり、生態系の組み合わせ（景観のタイプ）が多様であることを意味しています。景観の多様性は生物群集の多様性を支える基盤ともなります。

3 なぜ生物多様性が重要なのか

生物多様性は、長い歴史の中で、生物の進化という過程によって形成されたかけがえのないものであり、それ自体に大きな価値があります。

私たちの暮らしは衣食住や水の供給、気候の安定など、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みによって支えられています。私たちは昔から、そのような恵みをもたらしてくれる自然に感謝し、畏敬の念をもって接してきました。

一方、人間の営みが生物多様性に与える影響もあります。水田やその周辺の水路・ため池、薪炭林や農用林などの里山林は、人が利用して維持してきたことで、その環境に固有の生物多様性を育んできました。このように、自然と人とはお互いに有形無形の影響を与え合い、分かちがたく関係しながら、長い年月をかけて「共進化」を遂げてきました。

加えて、京都の特徴と言える伝統・文化は生物多様性と深く結びついてきたことも忘れてはなりません。京都は都が置かれて以来1,200年以上にわたり、生物多様性の恩恵を受けながら、様々な文化を生み出し発展させてきましたが、その一方で、建築や祭事のための動植物の利用を通じて里山を利用・維持してきたことなど、人間の文化が長い時間をかけて自然環境に与えてきた影響も大きなものがあります。

私たちはこうした京都の生物多様性がこれからも文化や伝統とともにあるよう、より良いものとして未来に引き継いでいかなければなりません。

(1) 京都の衣食住を支える

私たちは、暮らしの中で、繊維、食料、木材、医薬品などの原料として様々な生物を利用しています。さらに、生物の機能は産業への応用や農作物の品種改良などにも利用が可能であり、豊かな暮らしにつながる有用な価値を持っています。京都においても、長い年月をかけて地域の気候・風土に適応してきた京野菜や北山杉、良質で豊富な



©公益財団法人
京のふるさと産品協会



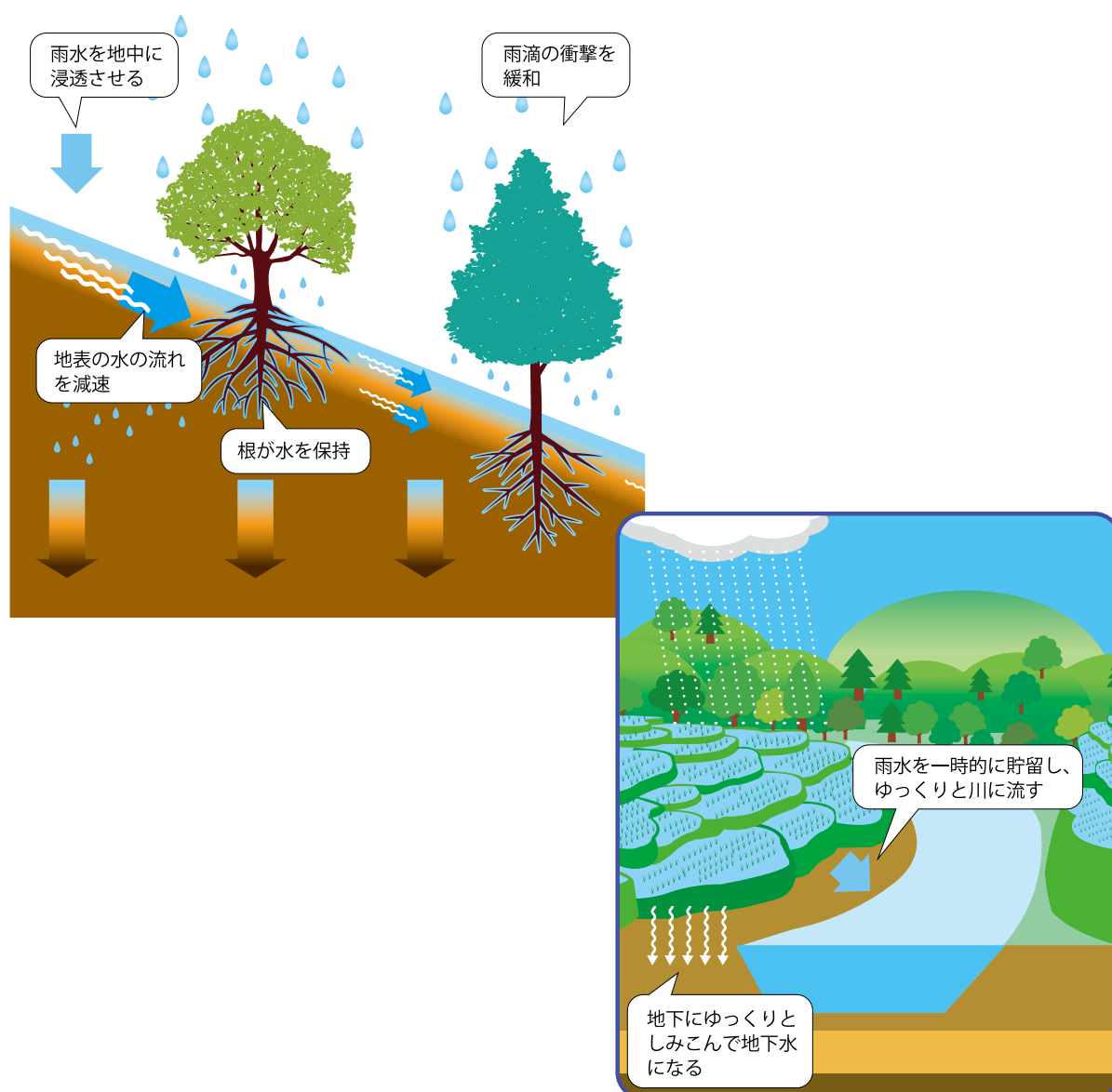
地下水を活かした京料理や酒造り、京友禅などは京都の重要な産業となっています。地域に固有の生物多様性は、伝統産業や食文化など私たちの衣食住を支えています。

(2) 京都の暮らしの安全を支える

生物多様性には、水質浄化、気候の調節、自然災害の防止や被害の軽減、天敵の存在による病虫害の抑制などの機能もあります。例えば、適切な維持管理により多様で健全な森林づくりを進めることは、土砂の流出や土砂崩れの防止、安全な飲み水の確保に寄与するものであり、また水田は雨水を一時的に貯留することで洪水を防ぐ機能を持つなど、世代を超えて効率的に暮らしの安全性を保障することにつながっています。


また、豊かな生物多様性を持つ環境であれば、地球温暖化やそれに伴う気候変動（豪雨や豪雪の頻発など）に対してもある程度は適応していくことができると考えられています。

森林・水田の機能



(3) 京都の文化と観光を支える

古来より日本人は、万物衆生との共生の宗教観を有しており、自然を尊重し、自然と共生することを通じて、豊かな感性や美意識を培い、多様な文化を形成してきたという土壌があります。生物多様性はこうした精神の基盤を形成するとともに、伝統行祭事や美術工芸、伝統芸能、茶道、華道、和食など豊かな日本文化の重要な要素になっています。これらの日本文化の中には、能・狂言、歌舞伎、茶道、華道、日本画、染織工芸、各種様式の建築や庭園、京料理など、千年の都であった京都で生み出され、あるいは発展したものが多数あり、生物多様性は京都の伝統と歴史、そして未来へと続く文化を支えています。

 さらに詳しく 「四季の自然と京都の文化」(P.68)、 「京都の庭」(P.70)

京都府の重要な産業である観光も、生物多様性によって支えられています。庭園や社寺林には固有の生態系が発達しているほか、「借景」にも用いられる森林、松林、桜や紅葉の景観、棚田などの里山景観を含め、山紫水明の京都の四季の景色には生態系の保全とその管理が欠かせません。祭事や伝統行事では、里山に生育する植物などが利用されます。美山かやぶきの里、伊根の舟屋など、人と自然の共生の結果として発達してきたいわゆる「文化的景観」を有する地域も、重要な観光スポットとなっています。その一方で、丹後半島沿岸を含む「山陰海岸ジオパーク」には、貴重かつ多様な地質遺産が多く存在し、新たな観光資源として活用されています。



賀茂御祖神社（下鴨神社）



美山かやぶきの里



伊根の舟屋

(4) 京都の生命のつながりの土台となる

地球上の生きものは、生態系というひとつの環の中で深く関わり合い、つながりながら生きています。そして、森林をはじめとした植物による二酸化炭素の吸収、酸素の放出、蒸散を通じた気候の調節や水の循環、生きものの死骸や枯れ葉の分解・堆積による土壌の形成、栄養塩の循環など、さまざまな働きを通じて、すべての生きものの存在にとって欠かすことのできない基盤条件を整えています。

4 国内外の情勢

生物多様性条約から国家戦略、基本法まで

1992 (平成4) 年にブラジルのリオデジャネイロで開かれた国連環境開発会議 (地球サミット) で、「気候変動に関する国際連合枠組条約」と「生物の多様性に関する条約 (生物多様性条約)」が採択され、1993 (平成5) 年に日本は18番目の締結国として生物多様性条約に署名しました。生物多様性条約は、「生物多様性の保全」「生物多様性の構成要素の持続可能な利用」「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分」を目的としており、その前文においては、経済、社会、人口、食糧、保健、科学技術、女性の役割と参加についても言及がなされています。

その後、1995 (平成7) 年には日本最初の「生物多様性国家戦略」が策定されました。国家戦略はその後数度の改訂が重ねられており、「新・生物多様性国家戦略」(2002 (平成14) 年策定) では国家戦略を「『自然と共生する社会』を政府一体となって実現していくための総合的な計画」として位置付け、「第三次生物多様性国家戦略」(2007 (平成19) 年策定) では、生物多様性の保全と持続可能な利用に関わる国の施策の目標と取組の方向が定められました。

また、2008 (平成20) 年に公布された「生物多様性基本法」では、生物多様性の保全と持続可能な利用について基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間団体の責務を明らかにし、都道府県及び市町村に対しても生物多様性地域戦略の策定を努力義務としています。

COP10と愛知目標

2010 (平成22) 年に名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議 (COP10) では、生物多様性に関する新たな世界目標である「戦略計画2011-2020」(愛知目標) や「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」が採択されました。その他にも「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム」(IPBES) や「生物多様性民間参画グローバルプラットフォーム」の設立奨励、「SATOYAMAイニシアチブ国際パートナーシップ」(IPSI) や「生物多様性民間参画パートナーシップ」発足などの成果がありました。

そして、2012 (平成24) 年には、愛知目標が目指す自然共生社会の実現に向けたロードマップを

提示した「生物多様性国家戦略2012-2020」が策定されました。

持続可能な開発目標^{エスディー zeroes}(SDGs)

2015(平成27)年には「国連持続可能な開発サミット」において「持続可能な開発目標(SDGs)」を含む「持続可能な開発のための2030年アジェンダ」が全会一致で採択されました。SDGsは国際社会全体の開発目標として2030(平成42)年を期限とする17の目標を設定したもので、その中には貧困、飢餓、保健等と並び、海洋資源、陸上資源についての目標が含まれており、「生物多様性の損失を阻止する」ことが明記されています。それぞれの目標はバラバラではなく互いに関連し合ったものであり、生物多様性の保全や気候変動の防止は安定な社会の基盤として位置づけられています。そういった国際的な流れを受け、我が国でも「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」が策定され、その中ではSDGs推進にあたっての自治体の役割についても言及されています。

このような生物多様性に関する国内外の動きに応じ、地方公共団体が生物多様性保全に対して果たすべき役割はますます高まりつつあります。

解説 「持続可能な開発目標(SDGs)」

「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals:SDGs)」では「国際社会全体の開発目標」として17の目標が設定されており、そのうち12が環境に関連したものとなっています。具体的な目標の内容は以下のとおりです。

- | | |
|------------------------|---|
| 1. 貧困の撲滅 | 10. 国内と国家間の不平等の是正 |
| 2. 飢餓撲滅、食料安全保障 | 11. 持続可能な都市 |
| 3. 健康・福祉 | 12. 持続可能な消費と生産 |
| 4. 万人への質の高い教育、生涯学習 | 13. 気候変動への対処 |
| 5. ジェンダー平等 | 14. 海洋と海洋資源の保全・持続可能な利用 |
| 6. 水・衛生の利用可能性 | 15. 陸域生態系、森林管理、砂漠化への対処、生物多様性 |
| 7. エネルギーへのアクセス | 16. 平和で包摂的な社会の促進 |
| 8. 包摂的で持続可能な経済成長、雇用 | 17. 実施手段の強化と持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップの活性化 |
| 9. 強靱なインフラ、工業化・イノベーション | |

これら17の目標の下に、さらに細分化された169の目標が設定されています。

このうち、生物多様性に関連する目標としては以下のものがあります。

目標14. 海洋と海洋資源の保全・持続可能な利用持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

- 14.2 2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。
- 14.5 2020年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の10パーセントを保全する。
- 14.a 海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。

目標15. 陸域生態系、森林管理、砂漠化への対処、生物多様性

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

- 15.1 2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
- 15.4 2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実にを行う。
- 15.5 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
- 15.8 2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。
- 15.9 2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。
- 15.a 生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。

5 本戦略の目的、位置づけ

本戦略は、生物多様性基本法第13条に定める生物多様性地域戦略として位置付け、生物多様性国家戦略を基本に、京都府の自然的・社会的特性や現状を踏まえて策定するものです。戦略の実施にあたって、府は、国、市町村、府民、NPO、企業、大学・研究機関など多様な主体と緊密な連携を取りながら、施策を推進していくこととします。

現在、私たちの暮らしや経済活動を支えてきた生物多様性が急速に失われつつあります。これからも生物多様性の恵みを受け、豊かな暮らしや経済活動を続けながら、京都の自然と深く結びついた京都らしい文化と暮らしを未来に引き継ぐためには、私たち一人ひとりが、生物多様性のことを正しく知り、行動する必要があります。

この戦略は、京都府における生物多様性の保全と持続可能な利用を定めた総合的な基本計画として、新京都府環境基本計画のもと、京都府の生物多様性に係る諸計画の上位に位置付けます。京都府の農林水産業や健康福祉、観光、商業等の他分野における諸計画においても、本戦略と整合や連携を保つものとしします。

なお、府内市町村においては、平成26年に京都市が生物多様性地域戦略を策定しており、本戦略は京都市の戦略とも整合や連携を取りつつ、府域全体での横断的・大局的な戦略とするものとしします。